

第168回大阪府内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時	令和5年2月21日（火）午後3時00分から午後3時50分
2 場 所	大阪府咲洲庁舎23階 内水面漁場管理委員会室
3 出席委員	辻野 耕實、森下 雅子(リモート)、坂口 俊博、奥 一治、奥 正雄 門口 康次、鍋島 靖信（専門委員）
4 府関係者	池田 孝雄、中村 良弘、山脇 敏広、井上 実 平松 和也（生物多様性センター）
5 事務局	井坂 浩一、久保 佳洋、宗石 瞬
6 議事事項	(1) 大阪府内水面漁場管理委員会規程の一部改正について (2) 令和5年度あゆ増殖計画について (3) 内水面における漁場計画(案)に係る公聴会の開催について (4) その他
7 議事概要	
事務局 (井坂書記長)	<p>定刻となりましたので、ただ今から第168回大阪府内水面漁場管理委員会の開催をお願いしたいと思いますが、その前に事務局から注意事項等を説明させていただきます。</p> <p>携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いします。</p> <p>まず本日の出席状況ですが、鶴田委員と橋本委員が欠席、森下委員にはリモートにて参加していただいておりますので、結果6名の委員に出席いただいておりますので、本日の委員会が有効に成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日の議題は、お手元の次第にありますように、</p> <p>(1) 大阪府内水面漁場管理委員会規程の一部改正について (2) 令和5年度あゆ増殖計画について (3) 内水面における漁場計画(案)に係る公聴会の開催についての3件でございます。</p> <p>それでは、辻野会長、議事の進行、よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>ただ今から、第168回大阪府内水面漁場管理委員会を開催させていただきます。本年最初の委員会になります。よろしく申し上げます。</p> <p>議事に入ります前に、議事録署名人を、大阪府内水面漁場管理委員会規程第6条の規定に基づき、私から指名させていただきます。</p>

	<p>議事録署名人につきましては、 坂口委員と奥一治委員にお願いします。 それでは、議事に入ります</p> <p>議題の一つ目であります「大阪府内水面漁場管理委員会規程の一部改正」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (宗石書記)</p>	<p>事務局の宗石です。私から、大阪府内水面漁場管理委員会規程等の一部改正についてご説明させていただきます。</p> <p>資料につきましては、3点です。委員会資料1-1として改正内容の概要説明、委員会資料1-2として大阪府内水面漁場管理委員会規程の新旧対照表、参考資料1として現行の大阪府内水面漁場管理委員会規程です。</p> <p>本日は、大阪府内水面漁場管理委員会規程の改正についてご審議いただきます。</p> <p>説明の大まかな流れですが、まず委員会資料1-1で改正の概要について説明させていただき、委員会資料1-2の新旧対照表をご覧いただきながら、改正の具体的な内容についてご説明させていただきます。</p> <p>それでは、委員会資料1-1により、規程の改正内容の概要についてご説明させていただきます。改正内容は2点ございます。</p> <p>1点目は、漁業法の改正に伴う条ずれ是正、2点目は、現行の内水面委員会の実態に即した文言修正等です。</p> <p>まず、1点目の漁業法改正に伴う条ずれ是正ですが、当該規程には漁業法の条項が記載されております。条ずれの是正につきましては、令和2年12月に漁業法が改正されましたが、現行規程は改正前の漁業法の条項のままでございますので、改正後の漁業法の条項に是正を行いたいと思います。該当する箇所は、旧条文の第1条、第7条でございます。本来であれば、漁業法が改正された令和2年12月に本規程を速やかに改正すべきでしたが、改正が遅れており、この時期に改正することになったことについて、この場でお詫びするとともに、ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>2点目の現行の内水面委員会の実態に即した文言の追加修正ですが、他の都道府県の内水面委員会規程や本府の他行政委員会の規程等を参考に、実態に即した文言修正等を行いました。内容については、委員会資料1-2の新旧対照表を用いて説明させていただきます。該当箇所は新条文の第2条、第3条、第4条、第8条、第10条です。改正の概要については以上です。</p> <p>それでは、委員会資料1-2の新旧対照表をご覧ください。委員会資</p>

料 1 - 2 の新旧対照表を用いて改正の具体的な内容についてご説明させていただきます。上段は改正後の規程、下段は改正前の規程を示しており、傍線箇所が改正箇所になります。それでは第 1 条から順番に説明させていただきます。

第 1 条につきましては、漁業法の改正に伴う条ずれ是正です。改正前の傍線箇所ですが、漁業法第 130 条、漁業法施行令第 26 条が、改正後のとおり漁業法第 171 条、漁業法施行令第 15 条に是正しております。

次に、第 2 条は新設です。第 2 条では、委員会について規定しており、漁業法等において委員の定数、委員 8 名で構成するなど、委員会の構成、会長等の互選について規定がございますので、その内容を本規程に追加しました。

第 3 条も同様に新設です。第 3 条では会長の職務等を規定しており、漁業法及び漁業法施行令において、会長の職務や委員の任期に係る規定がございますので、その内容についても記載しました。

第 4 条につきましては、会長の専決事項について規定しており、下段の改正前の第 2 条において、「委員会の会長(以下「会長という。）」、「(以下「委員」という)」と定義づけていましたが、定義づける必要がないかなということで省略することとしました。

第 8 条につきましては、議事録について規定しており、上段の改正前の第 6 条では第三、四、五にて議事事項、議決の結果、その他重要な事項と規定されていましたが、改正後の三のように議事内容に集約することとしました。第 2 項については、現在議事録署名は会長、会長の指定した出席委員 2 名に署名していただいておりますので、その実態に合わせ、2 名以上から 2 名へと改正させていただきました。

第 9 条につきましては、公告の方法等に規定しており、漁業法の改正に伴う条ずれ是正です。

第 10 条につきましては公告の公示方法に係る内容について規定しており、改正前をご覧いただくと、公示を行う際は、傍線部のとおり、「公示の旨の前文、年月日、末尾に会長が署名する」となっております。しかしながら現在、公示の方法はインターネットによる公示が主流となっており、本府の公示方法もインターネットによる公示を行っており、それに準じて手続きを行えるよう、改正後の傍線部のとおり「知事の事務局の例により手続きを行うものとする。」と規定しました。

以上で、規程の一部改正について説明を終わります。

最後に、今後、本規程改正に関して法務課と改正内容や公報登載について調整を行ってまいります。その際、軽微な修正が生じる可能性があります。その点については事務局に一任していただきますようお願いいたします。

	いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
会 長	ありがとうございます。 ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。
各 委 員	(質疑等なし)
会 長	特にご質問等がないようですので、議題1については、水産課から示された案のとおり本委員会の規程の改正を承認することとしてよろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	異議なしとのことですので、議題1については、事務局の案のとおり承認することとします。事務局の方で、改正に向けた事務手続き等をお願いします。 それでは、議題2として、「令和5年度あゆ増殖計画」について審議したいと思います。先ず、水産課から目標増殖量の考え方や実績等について説明をいただき、その後事務局から「令和5年度あゆ増殖計画(案)」について、説明をお願いします。
水産課 (井上主査)	大阪府水産課企画・豊かな海づくり推進Gの井上です。 配布資料は、参考資料2-1から2-4までございます。 それでは、参考資料2-1「あゆ増殖目標について(概要)」を使いまして、その他の参考資料も併せて見ていただきながら、順番にご説明させていただきます。 まず、参考資料2-1の(1)関係法令等ですが、漁業法・水産庁長官からの技術的助言「海区漁場計画の作成等について」に基づいて、本事務を実施しているところです。 続きまして、(2)ですが、内水面の第5種共同漁業を免許するにあたっては、漁業法の第168条の規定によりまして、「当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。」と規定されています。 続きまして、(3)ですが、水産庁の技術的助言に基づいて、漁業権免許の前のタイミング、前回は平成30年の4月頃ですが、水産動植物の

種類、増殖方法及び増殖規模等を内容とする増殖指針を、知事が策定し公表しています。

平成 30 年当時に策定した増殖指針は、参考資料 2-2①のとおりです。ここには、先ほど申し上げた内容である増殖方法や各河川の増殖基準量が記載されています。

各河川の増殖基準量をどのように算出したかということは、参考資料 2-2②でお配りしている考え方に基づいて算出しています。こちらの資料のあゆの部分を見ていただきまして、昭和 53 年 8 月 1 日に出された水産室の基準を用いて、各漁業権河川の川床構造を考慮し、その河川に生息できるあゆの量を増殖基準量としています。また、過去からの実績や組合からの減免の要望も勘案しまして、計算した数字から減量している場合もございます。さらに、生物多様性センターの調査結果により、各漁業権河川の川底構造等についても考慮して各河川のアユの生息可能性が計算されています。

計算結果が右の表に示しており、能勢町 50kg、東能勢 40kg、止々呂美 60kg、安威川上流 70kg、芥川 130kg という計算結果が出ています。この表の隣に各漁協での現状を勘案した増殖基準量が示されています。能勢町では経営状況と過去の実績を勘案して、経済状況で達成できなかったこともあり、増殖基準量を決めています。能勢町は 50kg のところを 30kg に、東能勢 40kg 同数、止々呂美 60kg 同数、安威川上流 70kg を 60kg に、芥川 130kg 同数を基準量にしています。

続きまして、(4) 毎年度の目標増殖量について説明します。水産庁長官からの技術的助言に基づき、漁業権免許後は、漁業権者が計画的に資源の拡大的増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等をインターネット等で一括公示することとなっています。

委員会が毎年目標増殖量等を決定するに当たっては、漁場環境の変化、天然再生産等、技術的な調査、専門家の意見、過去の実績及び漁業権者の経済的負担能力等を十分勘案し、適正なものとするよう考慮することになっています。

続きまして、令和 4 年度のあゆ漁業の実績、河川の状況等について、参考資料 2-3 と 2-4 を使って説明します。

まずは、令和 4 年度のあゆ漁業の実績を説明しますので、参考資料 2-3 をご覧ください。各漁業権河川における目標増殖量とその実績、あわせて、河川利用者数と遊漁券発行状況は令和 3 年度と令和 4 年度の結果を記載しています。

能勢町漁協は、目標増殖量 30kg に対し、実績は 80kg で目標を達

成しました。河川利用者数は76人で、遊漁券発行数は同数の76枚でした。

東能勢漁協は、コロナの影響であゆのつかみ取りなどを休業し、目標増殖量40kgに対し、実績は0で目標は達成できませんでした。河川利用者数及び遊漁券の発行数も0となっています。アンケートでは、令和5年度においては、あゆの放流・つかみ取りは地域でも開催要望の強いイベントであるとのことで、新型コロナの感染対策をしつつ、実施に向けて体制を整えていくとのことです。

止々呂美漁協は、目標増殖量60kgに対し、実績は60kgで目標を達成しました。河川利用者数は、あゆのつかみ取りの参加者が427人で、遊漁券発行数は0枚でした。

安威川上流漁協は、目標増殖量60kgに対して、実績は46.8kgで、目標に少し届きませんでした。新型コロナの影響もあり、つかみどりのイベントを思うように実施できなかつたと聞いています。河川利用者数は、つかみどりの参加者同数で500人でした。遊漁券の発行数は0です。

芥川漁協は、コロナの影響で休業し、目標増殖量130kgに対して、実績は0でした。河川利用者数及び遊漁券の発行数は3年連続の休業で0となっています。新型コロナの影響もあり、つかみ取りのイベントを開催できなかつたと聞いています。

能勢町漁協と止々呂美漁協以外の組合においては、新型コロナの影響による営業のイベントの休止や縮小により、増殖目標を達成できませんでした。これについては、新型コロナによる休業により遊漁者の利用がなかったことから、やむを得ないと考えております。しかし、新型コロナについては、来年度の5月から、感染症法上の位置づけがインフルエンザと同じ取り扱いとなることが決定しており、また、増殖は漁業法に基づく漁業権者の義務となっていることから、来年度は達成に向けて指導をしていきたいと考えています。

続きまして、参考資料2-4「河川の状況等について」説明します。

能勢町漁協ですが、河川の流量は少ない、水質はやや悪い、あゆの生育状況は悪いとのことです。また、漁期前は水位が上がらず、水量が少なく一庫ダムからの天然遡上が悪かつたとのことです。カワウの少数の群れが常時停滞しており、被害があるため、花火で追い払いを実施しています。コロナの影響については、行動制限期間中に比べて、利用者が減少したとのことです。

東能勢漁協ですが、河川の流量は普通、水質は良いとのことです。カワウの被害は報告ありません。コロナの影響について、3年連続で休業となっているため、来年度は事業実施に向けて体制を整えていきたいと

聞いています。

止々呂美漁協ですが、河川の流量は少ない、水質はかなり良い、生育状況は悪いとのこと。一部で放流したあゆが確認できず、カワウやサギの被害があるとのこと。あゆ釣りは、放流後定着し縄張りを作った個体を釣るため、成魚になるまえに鳥類の被害を受け、アユ釣りの実施が難しいとのこと。コロナの影響は、報告ありません。

安威川上流漁協ですが、河川の状況について、河川の流量は少ない、水質は悪いとのこと。これは、上流域にある採石業者の汚濁水が影響していること、周囲の山々の自然保水力も低下しているとの意見があります。また安威川ダムにより漁場が分断・縮小していることも、組合活動の支障となっているとのこと。カワウの被害はなしです。コロナについては、釣り客の数に変化はない、掴み捕りといったイベントも実施しているが、経済的には厳しい状況であるとのこと。

芥川漁協ですが、河川の状況について、河川の流量は普通。河川の水質はやや悪いとのこと。淀川からの天然種苗に期待とのことですが、漁業権河川のスタート地点の堰堤下までは遡上してきていると聞いていますので、堰堤さえクリアできたら、組合がおっしゃるように遡上も期待できるかもしれません。続いて、芥川上流域で大規模な土砂崩れがあり、赤土の流入があり、あゆの生育に適した砂利が減少しているとのこと。

成魚を放流した場合は夏場、カワウの被害があるとのこと。コロナの影響によりアユのつかみ取りが実施できなかったとのこと。水産課からの説明は以上です。

事務局
(久保書記)

事務局の久保でございます。ただ今の説明を受けまして、河川の状況は大きく変わっていないとのことですが、コロナによるあゆ漁業の全面休業や縮小が影響して、経営状況は変化しているようです。

委員会資料「令和5年度のあゆ漁業権漁場の増殖目標について」のとおり、能勢町漁業協同組合は、目標増殖量 30 k g、東能勢漁業協同組合は、目標増殖量 40 k g、止々呂美漁業協同組合は、目標増殖量 60 k g、安威川上流漁業協同組合は増殖目標 60 k g、芥川漁業協同組合は、増殖目標 130 k g としております。水産課の説明のとおり、能勢町漁協と止々呂美漁協以外の漁協においては、増殖基準量を達成できていません。しかし、コロナ等でイベントのあゆのつかみ取りやあゆ釣りの状況が変化してきており、コロナ以前の過去の増殖目標についてはおおむね達成してきていることから、近年の通りとしたいと考えます。

ご審議よろしく申し上げます。

会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございますか。</p>
各 委 員	(質疑等なし)
会 長	<p>無いようでございますので、私の方から一つ。</p> <p>目標増殖量ではなく、各漁協の土地勘がないので教えてほしいのですが、能勢町では雨が少なく水位が上がらずに、あゆが激減とありますが、どういうことでしょうか。</p>
事務局 (久保書記)	<p>一倉ダムから陸封されているあゆがのぼるが、水位が低いとそこから川に上がってくるあゆが減るということです。</p>
会 長	<p>安威川ではカワウによる被害がないということですが、何か対策されているのですか。</p>
水産課 (井上主査)	<p>アユの放流をしていただいておりますが、アンケート調査ではカワウの被害がなかったということでした。何か対策をしているという記載もありませんでした。</p>
会 長	<p>分かりました。アユの増殖量についてはこれでいいということですので、「令和5年度あゆ増殖計画」については、原案のとおり了承することよろしいでしょうか。</p>
各 委 員	(異議なし)
会 長	<p>ありがとうございます。それでは、事務局から提案のあった増殖目標を承認することとし、事務局の方で決定した増殖目標の公報掲載手続きをお願いします。</p> <p>それでは、引き続き、議題3「漁場計画(案)に係る公聴会の開催」について審議したいと思います。</p> <p>本件については、「内水面における漁場計画(素案)の関係者協議の状況」について、まず水産課から説明をいただき、その後、本日議題としている公聴会の開催について、事務局から説明いただきたいと思います。</p>

<p>水産課 (井上主査)</p>	<p>内水面委員会資料3-1、3-2で説明させていただきます。委員会資料3-1の漁業権更新スケジュールは、これまでも見ていただいているものです。前回からの更新について、事前調査ですが、依頼している生物多様性センターの事前調査は終わっており、現在取りまとめ中で、来月の次回委員会で結果説明をしていただく予定です。</p> <p>関係者協議は、河川管理者である国土交通省近畿地方整備局と大阪府都市整備部との協議を行い、漁場計画について問題ないとのこと。利害関係者の意見については1月から2月上旬にパブリックコメントでも意見がありませんでした。内水面委員会資料3-2は利害関係者の意見がなかったということで、素案から案に変更し、来月の次回内水面委員会に諮問させていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。ただ今水産課から説明があった点について、何かご意見、ご質問等はございませんか。</p>
<p>奥(正)委員</p>	<p>免許更新の時は5年に1回で、前回と一緒にですね。</p>
<p>水産課 (井上主査)</p>	<p>ほとんど同じですが、前回の委員会でご説明させていただきましたとおり、能勢町漁協や安威川上流漁協で河川の場所等に変更が生じております。</p>
<p>奥(正)委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にないようですので、引き続いて本日の議題であります公聴会の開催について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (井坂書記長)</p>	<p>漁業法第64条に海区漁場計画の作成手続きが定められています。内水面における漁場計画については、第67条第2項に準用規定があり、第64条を準用することとされています。</p> <p>第64条第4項で、漁場計画を知事が策定するにあたっては、「知事は海区漁業調整委員会、内水面にあっては先程の準用規定に基づいて、内水面委員会の意見を聴かなければならない。」とされています。</p> <p>また、同条第5項で「知事から諮問のあった漁場計画について、ここも準用規定に基づいて読替えて、内水面委員会が意見を述べるにあたっては、あらかじめ公聴会を開催し利害関係人等の意見を聞かなければな</p>

	<p>らない。」とされています。</p> <p>公聴会については、本委員会で「公聴会に関する手続規程」を定めています。参考資料3をご覧ください。第2条で、「委員会において、公聴会を開こうとするときは、あらかじめその決議を行う。」こととし、第4条で「公聴会を開こうとするときは、その開催期日から少なくとも10日前に、開催の日、場所、意見を聞こうとする案件を大阪府公報等で公示する。」こととしています。</p> <p>「漁場計画（案）」については、次回委員会でご審議いただくこととしまして、本日は、この公聴会を開催することについて、ご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>公聴会の具体的日程等については、資料3-3「公聴会の開催について（案）」をご覧ください。</p> <p>日時は3月23日15時から15時30分、場所は大阪府庁咲洲庁舎23階内水面委員会室で行いたいと思います。</p> <p>なお、事情により、公聴会の時間等に変更が必要となった場合の対応につきましては、会長にご一任いただきたく思います。</p> <p>説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の事務局からの提案に関して、意見・質問がございましたらお願いします。</p>
各 委 員	(質疑等なし)
会 長	<p>それでは、事務局案の日程で、公聴会を開催することとしてよろしいでしょうか。</p>
各 委 員	(異議なし)
会 長	<p>ありがとうございます。異議なしとのことですので、事務局の方で公聴会の準備をお願いします。</p>
事 務 局 (井坂書記長)	<p>公聴会の開催について決議いただきありがとうございます。今後、大阪府公報に連載するべく手続きを進めてまいります。</p>

	<p>なお、公聴会を開催するにあたり、委員の皆様にご留意いただきたい点がございます。先程ご覧いただいた公聴会に関する手続規程第3条で、「公聴会においては討論及び表決は行わない。」こととしています。また、第10条をご覧いただくと、「委員は公述者に対し質疑はできるが、公述者は委員に質疑することはできない。」としています。公聴会は、意見を述べようとする者、いわゆる公述者から意見を聞くための場であり、委員から公述者に質疑をすることは可能ですが、公述者が委員に意見を求めたりすることはできませんので、その点注意をお願いしたいと思います。</p>
会 長	<p>本日の委員会の議事等は、これですべて終了しました。他何かご意見や事務局から連絡事項等ございませんか。</p>
事務局 (井坂書記長)	<p>次回は、先ほど公聴会で説明させていただいたとおり、3月17日午後3時から公聴会を開催させていただき、終了後、引き続き委員会を開催させていただく予定です。</p> <p>議題については、コイヘルペス病まん延防止のための委員会指示と内水面における漁場計画案についての二つの議題を予定しています。</p>
会 長	<p>それでは、これをもって本日の委員会を閉会させていただきます。本日はお疲れ様でした。</p>